

米国の TPP 離脱

1 TPP 協定については、オバマ政権の下で 2015 年 TPA 法に基づく手続きが進められており、TPP 実施法案草案を議会に提出するだけとなっている。なお TPP 実施法案草案の議会提出の期限は設けられておらず、トランプ政権は提出を決定することができる。

- 2 月 3 日 12 か国政府は TPP 協定の調印(NZ 時間では、2 月 4 日)
- 4 月 1 日 オバマ大統領は TPP 協定を遵守するのに必要となる既存法の改正の説明書を議会に提出
- 5 月 18 日 国際貿易委員会は TPP の米国経済及び特定産業分野への影響評価書を議会及びオバマ大統領に提出
- 8 月 12 日 オバマ大統領は TPP 協定実施法案の原案、TPP 協定を実施するための行政措置及び支援情報を議会に提出

また TPP 協定の発効手続きについては、既にニュージーランドが終了しているほか、我が国も今週中に参議院で可決・承認される見込みとなっている。

2 TPP 協定の発効は、全ての原署名国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者である NZ 政府に通報する場合のほか、

①2016 年 2 月 4 日～2018 年 2 月 3 日：全ての原署名国が国内法上の手続きを完了した旨を寄託者に通報しなかった場合は、少なくとも 6 の原署名国であって、これらの 2013 年における国内総生産の合計が原署名国の国内総生産の合計の 85 パーセント以上を占めるもの(米国 60.2%、日本 17.8%、カナダ 6.6%、豪州 5.4%、メキシコ 4.6%、その他 5.4%)が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者に通報する場合

②2018 年 2 月 4 日以降：少なくとも 6 の原署名国であって、これらの 2013 年における国内総生産の合計が原署名国の国内総生産の合計の 85 パーセント以上を占めるものが国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者に通報する場合

となっており、いずれの場合も米国及び我が国が批准することが必須条件となっている。

3 トランプ次期大統領は、大型減税や産業支援によって国外生産を行っている米国企業の国内回帰を促進しようとしており、現にフォード・モーター社、空調メーカーのキャリア社によるメキシコへの工場移転の阻止やアップル社の米国内生産への回帰を要求している。個別企業を名指しするのは異例かもしれないが、米国の各種世論調査の結果を見ても、自由貿易に対する信頼度合が大きい。

く落ち込んできている。

トランプ次期大統領の 11 月 21 日のビデオ声明で、就任最初の 100 日間の政策プランとして、TPP、エネルギー、規制、安全保障、移民及び倫理改革を挙げたが、TPP については、「私の政策課題は、簡素な基本原則—米国を第一に考える—に基づいている。鉄鋼を生産し、車を製造し、又は病気を治療することであれ、私は、次世代の生産及びイノベーションが正に当地で、我々の偉大な祖国で、米国で起こること—米国の労働者のために富と雇用を創出することを期待している。私は政権移行チームに依頼し、トランプ政権が我々の法制度を立て直し、我々の雇用を取り戻すために就任初日に実施する行政措置の一覧表を作成した。以下がその内容だ。まず貿易については、私は、我が国に大きな災難をもたらす可能性がある環太平洋パートナーシップ協定から離脱する意図の通報を行うつもりであり、その代わりに米国内に雇用と産業を取り戻す、公平な二国間通商協定を交渉するつもりだ」と力説した。トランプ次期大統領の大統領就任までには 2 か月弱あり、翻意する可能性もあるが、TPP の行く末に大きな懸念が広がっている。なお TPP 協定には発効前の脱退の規定はなく、署名国がそれぞれの国内手続きを進めなければ脱退することになる。

4 上述の国際貿易委員会報告書によると、下表のとおり、産業部門別に及ぼす影響は、農業・食品産業及びサービス業が利益を享受するのに対し、製造業・鉱山・エネルギー業が損失増大・雇用減少を被る結果となっており、TPP が「我が国に大きな災難をもたらす可能性がある」と言及されている所以である。米国の自動車業界は、TPP の原産地規則が NAFTA よりも緩和されており（純費用方式では、乗用車 NAFTA 62.5%⇒TPP 45%）、為替操作に関する規律も不十分だと批判していたところである。

	輸出		輸入		生産		雇用
	10 億ドル	%	10 億ドル	%	10 億ドル	%	%
農業・食品製造業	7.2	2.6	2.7	1.5	10.0	0.5	0.5
製造業・鉱業・エネルギー業	15.2	0.9	39.2	1.1	-10.8	-0.1	-0.2
サービス業	4.8	0.6	7.0	1.2	42.3	0.1	0.1

	輸出		輸入		生産		雇用
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%	%
製造業・鉱業・エネルギー業	15,187.5	0.9	39,245.4	1.1	-10,843.0	-0.1	-0.2
うち							
製造業	12,873.9	0.8	36,840.7	1.1	-11,185.1	-0.1	-0.2
鉱業・エネルギー業	2,313.6	3.0	2,404.7	0.7	342.1	0.0	-0.2
化学	1,944.1	0.7	5,283.4	1.3	-2,854.8	-0.3	-0.3
繊維	256.6	1.3	869.4	1.6	-328.5	-0.4	-0.4
衣料品	10.3	0.3	1891.3	1.4	424.7	1.0	0.9
履物	137.7	12.2	1,103.6	2.7	29.8	0.5	0.8
チタニウム	-33.9	-1.1	115.4	14.2	-202.4	-1.2	-1.3
乗用自動車	1,953.9	1.9	2,371.3	0.8	1,628.3	0.3	0.3
自動車部品・トレーラー	1,219.8	1.2	3,039.2	1.6	-1,365.9	-0.3	-0.3
その他の製造業	9,699.0	0.9	24,571.4	1.0	-8,174.0	-0.1	0.2

5 TPP の本来の狙いは、世界で最も豊かな米国の消費市場へのアクセス改善を梃子にして、世界の GDP の 40% を占め、最も速く成長している地域の一つであるアジア・太平洋地域において、日本や新興国市場等のアクセス改善を図るとともに、米国の金融サービス、電気通信、電子商取引、国有企業、配送サービス、知的財産、国有企業、投資、環境、労働等の規律・基準をアジア・太平洋地域の規律・基準とし、競争条件の平準化を図ることではないかと指摘されている。また原産地規則や規制の一貫性と良好な規制環境を通じて、国際的なバリューチェーンも確立されることとなる。

例えば、TPP に伴う米国の法改正事項が商業用貨物税関使用料の改正等に止まっているのに対し、比較的少ないと言われている我が国でさえ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、特許法、商標法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、著作権法の改正が必要となっている。

既に米国がアジア太平洋地域の 21 世紀の貿易ルールをリードしなければ、RCEP を主導している中国が野心の水準が低いルールを作りかねないという主張

も出ている。現行の形の TPP は「死んだかもしれない」が、米国の利益を更に全面に押し出した多国間又は二国間の通商協定を締結しようとする動きが出てくるのではないか。その場合は TPP のルールの重要性や TPP 参加国の 12 か国が二国間の通商協定をそれぞれの国と締結する努力等からみて、いずれ多国間の通商協定にならざるを得ないのではないか。

いずれにせよ我が国が TPP 協定を批准する以上は、「TPP 協定の国会承認をいただき、立法府も含めた日本の固い決意を世界にしっかりと発信するとともに、…まさにこの農林分野で獲得したものはしっかりとこれからも堅持」していくことが極めて重要ではないか。